

郡山市寝具洗濯乾燥サービス事業実施要綱

平成 15 年 6 月 1 日制定
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 2 月 26 日一部改正
令和元年 9 月 6 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(目的)

第 1 条 この要綱は、寝たきり状態にある高齢者等が快適な生活が送れるよう、寝具の洗濯、乾燥及び消毒サービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 サービスを受けることができる者は、市内に住所を有する 65 歳以上の在宅にある単身世帯又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、心身の障害、疾病等の理由により、寝具の衛生管理が困難なものとする。

(対象寝具等)

第 3 条 サービスの対象となる寝具は、次の各号に掲げるもので、利用対象者が現に使用しているものとする。

- (1) 掛布団
- (2) 敷布団
- (3) 毛布

(指定店の指定)

第 4 条 郡山市寝具洗濯乾燥サービス指定店（以下「サービス指定店」という。）の指定を受けようとする者は、郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、速やかに内容を審査し、サービス指定店として適当と認めるときは、郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定証（第 2 号様式）を申請者に交付し、サービス指定店として指定するものとする。

(助成金額等)

第 5 条 サービスの助成の金額は、一会計年度 3,500 円を限度とする。

2 助成の方法は、サービス 3,500 円の支払いに充てることのできる利用券を交付することにより行う。

(助成の申請)

第 6 条 サービスを受けようとする者は、郡山市寝具洗濯乾燥サービス事業利用申請書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(申請の代行)

第 7 条 利用者家族、介護支援専門員、地域包括支援センター職員その他の利用者以外の者が前条の申請について代行するときは、申請の際に利用者との関係を記載しなければならない。

(利用券の交付等)

第8条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、可否を決定したときは、寝具洗濯乾燥サービス利用券(第4号様式)(以下「利用券」という。)又は寝具洗濯乾燥サービス却下通知書(第5号様式)を交付又は通知するものとする。

2 サービスの利用回数は、1人につき一会計年度1回とする。

3 利用券は、原則として再交付しないものとする。

(実施方法)

第9条 利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)がサービスを受けようとするときは、その日時等について、あらかじめサービス指定店と連絡調整をし、サービスを受けるものとする。

2 利用者は、サービスを受けたときは、サービスを行なったサービス指定店に利用券を提出し、併せて助成額を超えた場合は、超過相当の料金を支払わなければならない。

(台帳の整備)

第10条 市長は、サービス店指定証及び利用券の交付状況等を把握するため、サービス店指定証交付台帳及び利用券交付台帳を整備しておくものとする。

(利用券の精算)

第11条 サービス指定店は、利用券を受領した場合は、利用券を毎月12日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、内容を審査し適当と認めるときは、助成金を当該請求のあった月の翌月の10日までに当該サービス指定店に支払うものとする。

(利用券の有効期限及び返還)

第12条 利用券の有効期限は、交付を受けた日の属する年度限りとする。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に利用券を返還しなければならない。

(1) 利用券の有効期限が経過したとき。

(2) 本市の住民でなくなったとき。

(3) 利用者が死亡したとき、又は入院や施設入所により在宅者でなくなったとき。

(サービス指定店の変更)

第13条 サービス指定店は、郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定証の内容に変更が生じた場合には、速やかに、郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定証記載事項変更届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(サービス指定店の辞退)

第14条 サービス指定店を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1か月前までに郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定辞退届(第7号様式)に郡山市寝具洗濯乾燥サービス指定証を添えて、市長に届け出なければならない。

(助成の取消等)

第15条 市長は、利用者の次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成を取消し、又は既に助成した金額の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 利用券を不正に使用したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第16条 利用者は、この要綱による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名 ⑩

（電話番号 ）

郡山市寝具洗濯乾燥サービス事業実施要綱の規定に基づくサービス指定店の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

所在地	
店舗名	
代表者名	
備考	

第2号様式（第4条関係）

郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定証

指 定 番 号	
サービス店所在地	
サービス店名称	
代 表 者 名	

上記の者を郡山市寝具洗濯乾燥サービス事業実施要綱に基づく指定サービス店に指定する。

年 月 日

郡山市長



郡山市寝具洗濯乾燥サービス事業利用申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所 郡山市

氏名
(利用者との関係)
電話 ー

寝具洗濯乾燥サービス利用を次のとおり申請します。

※太枠内を記入してください。

個人コード		大正	
利用者	ふりがな 氏名	年 月 日生 昭和	
	住所		
寝具の衛生管理 が困難な理由			
世帯員 の 状 況	氏名	続柄	同居者の身体状況等

第4号様式（第8条関係）

郵便番号

住所

様

郡山市寝具洗濯乾燥サービス利用券

利用者	登録番号	
	住所	
	氏名	

この利用券は本年度限り有効です。

有効期限 年 月 日

年 月 日交付

郡山市長

印

寝具洗濯乾燥サービス事業実施確認票

下記により、月 日に寝具乾燥を実施しました。

事業者名 _____ 電話番号 _____

種別	単価	実施数 (枚)	金額 (円)

合計	枚	円
	助成額	

第5号様式（第8条関係）

郡山市寝具洗濯乾燥サービス却下通知書

年 月 日

様

郡山市長

印

年 月 日付けで申請のありました寝具洗濯乾燥サービス利用の申請について下記のとおり却下したので通知します。

記

対象者	氏 名		大 正 年 月 日 昭 和
	住 所		
申請を却下する理由			

第6号様式（第13条関係）

郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定証記載事項変更届

年 月 日

郡山市長

住所

氏名

㊟

（電話番号

）

郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定証の内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

指定番号		
店舗名		
変更内容	事項	
	変更前	
	変更後	
変更年月日		

第7号様式（第14条関係）

郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定辞退届

年 月 日

郡山市長

住所

氏名

㊞

（電話番号

）

郡山市寝具洗濯サービス実施要綱に基づくサービス指定店の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

辞退年月日	年 月 日
辞退理由	
添付書類	郡山市寝具洗濯乾燥サービス店指定証